

国海員第89号

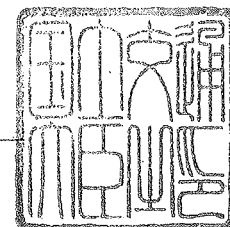
平成29年6月20日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣

石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第95条第1項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第280号

船員派遣事業の許可基準の見直しについて

諮問理由

船員派遣事業の許可基準の見直しを別紙に従って行うことについて、船員職業安定法第95条第1項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

船員派遣事業の許可基準の見直しについて

船員派遣事業の許可にあたっては、船員職業安定法第57条の規定により、申請者が船員派遣事業を的確に遂行するに足る能力等が求められている。

その能力を具体的に判断するための基準として定めている、

① 財産的基礎に関する判断として、

- ・資産の総額から負債の総額を控除した額(基準資産額)が1千万円であること。
- ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ・自己名義の現金・預金の額が、8百万円以上であること。

② 事業所に関する判断として、

- ・事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あること。

について、

基準資産額について、以下を追加するものとする。

教育訓練に使用する船舶の建造等に要した金額について、負債の総額から控除して算定して差し支えない。この場合において、「船舶の建造等に要した金額」は、貸借対照表の有形固定資産として記載されている金額とする。

ただし、当該金額が当該船舶の建造等のために金融機関等から借り入れた借入金の額より大きい場合は、当該借入金の額とすること。

事業所について、派遣元責任者及び職務代行者の数が二人にあつては、概ね10㎡以上で差し支えないとすることを追加するものとする。